

【資料3 上越地域法定合併協議会準備会関連資料】

上越地域法定合併協議会準備会規約

(目的)

第1条 本会は、上越市、安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、名立町（以下「構成市町村」という。）が、法定合併協議会の設置の準備として、構成市町村の合併について必要な事項を協議することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、上越地域法定合併協議会準備会（以下「準備会」という。）と称する。

(協議事項)

第3条 準備会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 合併の方式その他合併に関する基本的な事項
- (2) 合併後の市（以下「新市」という。）のまちづくりの将来構想に関する事項
- (3) 新市の行財政運営の基本方針に関する事項
- (4) 新市の事務事業に関する事項
- (5) その他合併に関し必要な事項

(組織)

第4条 準備会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 構成市町村の長
- (2) 構成市町村の助役又は収入役
- (3) 構成市町村の議会の議長及び議会が当該議会ごとに2人ずつ選出する議員
- (4) 構成市町村の住民及び関係団体の代表者
- (5) 学識経験者その他の者で構成市町村の長が協議により必要と認めるもの

2 準備会を組織する者（以下「委員」という。）に対する謝礼、費用弁償等の支給に関し必要な事項は、会長が定める。

(役員の設定等)

第5条 準備会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長 4人
- (3) 監事 2人

2 役員は、委員の互選により定める。

(役員の仕事)

第6条 会長は、会務を総理し、準備会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、会長の職務を代理する順序は、あらかじめ会長が定める。
- 3 監事は、準備会の会計を監査し、その結果を準備会に報告する。

(会議等)

第7条 準備会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員の3分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときは、会長は、会議を招集しなければならない。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 準備会は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(幹事会及び専門部会)

第8条 会議に諮る事項をあらかじめ協議し、及び調整するため、準備会に幹事会を置く。

- 2 第3条各号に掲げる事項について専門的に協議し、及び調整するため、幹事会に専門部会を置く。
- 3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(事務局)

第9条 準備会に事務局を置く。

- 2 事務局に置く職員は、構成市町村の長が協議により定める。
- 3 前項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

(経費の負担)

第10条 準備会の経費は、構成市町村の負担金その他の収入をもって充てる。

(会計年度及び財務)

第11条 準備会の会計年度は、普通地方公共団体の会計年度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、準備会が解散した場合の会計年度は、解散の日に終わるものとする。この場合において、当該年度の会計決算は、会長の職にあった者が行い、委員であった者に報告するものとする。

3 準備会の財務に関し必要な事項は、会長が定める。

(規約の変更)

第12条 この規約を変更するときは、会議に諮りその議決を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、準備会への市町村の加盟に伴う規約の変更にあつては、会長が専決することができる。この場合において、会長は、これを会議に報告しなければならない。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、準備会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成15年3月6日から施行する。

(会計年度の特例)

2 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）の属する会計年度は、第11条第1項の規定にかかわらず、施行日から平成15年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成15年3月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年4月17日から施行する。

上越地域法定合併協議会準備会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上越地域法定合併協議会準備会規約（以下「規約」という。）第8条第3項の規定に基づき、上越地域法定合併協議会準備会幹事会（以下「幹事会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、会長の指示を受け、規約第8条第1項の規定により上越地域法定合併協議会準備会（以下「準備会」という。）の会議に諮る事項をあらかじめ協議し、及び調整する。

(組織)

第3条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事は、規約第1条に規定する構成市町村の合併に関する事務を所掌する部長、課長その他職員で当該構成市町村の長が指名するもの及び上越地域広域行政組合事務局長をもって充てる。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長1人を置く。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により定める。
3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(関係者の出席等)

第6条 幹事会は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議の経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、準備会の事務局において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年3月6日から施行する。

上越地域法定合併協議会準備会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上越地域法定合併協議会準備会規約（以下「規約」という。）第8条第3項の規定に基づき、上越地域法定合併協議会準備会専門部会（以下「専門部会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、上越地域法定合併協議会準備会幹事会の幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、規約第8条第2項の規定により規約第3条各号に掲げる事項について専門的に協議し、及び調整する。

(組織)

第3条 専門部会は、専門部会員をもって組織する。

2 専門部会員は、規約第1条に規定する構成市町村の専門部会に係る事務を所掌する課長で当該構成市町村の長が指名するものをもって充てる。

(専門部会長及び副専門部会長)

第4条 専門部会に専門部会長及び副専門部会長1人を置く。

2 専門部会長及び副専門部会長は、専門部会員の互選により定める。

3 副専門部会長は、専門部会長を補佐し、専門部会長に事故があるとき又は専門部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、専門部会長が招集し、専門部会長が議長となる。

2 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(関係者の出席等)

第6条 専門部会は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第7条 専門部会に必要に応じて分科会を置くことができる。

(報告)

第8条 専門部会長は、専門部会の協議の経過及び結果について随時幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、上越地域法定合併協議会準備会の事務局において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年3月6日から施行する。

**住民生活に密接に関連する
事務事業の調整方針（案）
238項目**

平成 15 年 3 月 31 日

上越地域法定合併協議会準備会

「住民生活に密接に関連する事務事業の調整方針（案）」について

この資料は、上越地域法定合併協議会準備会の構成市町村が実施している事務事業のうち、とりわけ住民生活に密接に関連する事務事業を238項目に整理した上で、それぞれの調整方針をお示しするものです。

今後、さらに個別の事務事業について調整を行うこととしますが、今回の調整方針は、その際の基本的な方向性を示すものでもあります。

調整に当たっては、新市としての一体性や公平性の確保を基本としつつ、厳しい財政状況の中にあって効率的な行財政運営を行うとともに、将来にわたり安定した行政サービスを提供していくことができるよう、以下に掲げる3つの視点に基づいて判断しています。

また、住民生活への影響に配慮し、可能な限り激変緩和措置（一定の期間、旧市町村の制度を個別に運用する制度）を取り入れました。

なお、激変緩和措置については、合併特例法の規定により不均一課税が認められている5年以内を期限としています。今後協議を進める中で、期限を始めとする具体的な内容について調整していくこととなります。

判 断 の 視 点

○ 財 政

新市としての財政規模を勘案し、現実的に実行可能か、財政に与える影響はどうか。

○ 受益と負担

新市の行政サービスの原則である受益と負担の関係に合致しているか。

○ 公 平 性

地域限定で実施した場合、合併後は同じ市民であるという観点から、他の地域の市民との不公平が生じないか。

住民生活に密接に関連する事務事業の調整方針238項目

1. 調整の必要なし（55項目）

大項目	No.	細目	調整方針	備考
消防・防災	1	・消防車輛関係の所管	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし	
消防・防災	2	・交通安全推進団体への補助金	現行どおり継続して実施するため調整の必要なし	
消防・防災	3	・防災行政無線	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし	
住民活動	4	・市町村勢要覧の作成	合併後、新市が引き続き作成するため調整の必要なし	
住民活動	5	・広報ホームページ運用	合併後、新市が引き続き運用するため調整の必要なし	
住民活動	6	・バス路線運行対策事業	現行どおり継続して実施するため調整の必要なし	
住民活動	7	・友好姉妹都市との関係	現行どおり継続して実施するため調整の必要なし	
財政・税務	8	・個人市町村民税納税義務者	法令等の規定に基づき実施しているため調整の必要なし	
財政・税務	9	・法人市町村民税納税義務者	法令等の規定に基づき実施しているため調整の必要なし	
財政・税務	10	・法人市町村民税納期	法令等の規定に基づき実施しているため調整の必要なし	
財政・税務	11	・固定資産税納税義務者	法令等の規定に基づき実施しているため調整の必要なし	
財政・税務	12	・都市計画税納期	法令等の規定に基づき実施しているため調整の必要なし	
財政・税務	13	・入湯税納税義務者	法令等の規定に基づき実施しているため調整の必要なし	
国民健康保険	14	・高額療養費受領委任払制度	法令等の規定に基づき実施しているため調整の必要なし	
福祉	15	・民生委員、児童委員定数	法令等の規定により定められているため調整の必要なし	
福祉	16	・社会福祉協議会	法令等の規定により定められているため調整の必要なし	
福祉	17	・社会福祉協議会費	社会福祉協議会が決定するため調整の必要なし	
福祉	18	・生活保護級地区分	法令等の規定により定められているため調整の必要なし	
福祉	19	・生活保護基準	法令等の規定により定められているため調整の必要なし	
福祉	20	・生活保護内容	法令等の規定により定められているため調整の必要なし	
福祉	21	・自動車改造費助成	県の要綱に基づき実施しているため調整の必要なし	
福祉	22	・障害者住宅改修費助成	県の要綱に基づき実施しているため調整の必要なし	
福祉	23	・特別障害児福祉手当	県の要綱に基づき実施しているため調整の必要なし	
福祉	24	・在宅重度重複障害者介護見舞金	県の要綱に基づき実施しているため調整の必要なし	
福祉	25	・介護保険料	法令等に基づき実施しているため調整の必要なし（平成17年度の料金改正まで現行どおり）	平成18年度から統一する
福祉	26	・介護保険指定業者	合併後、新市が指定業者として引き継ぐため調整の必要なし	
福祉	27	・介護保険施設	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし	
福祉	28	・各種老人ホーム	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし	
福祉	29	・ケアハウス	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし	
福祉	30	・ディサービスセンター	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし	
福祉	31	・高齢者生活福祉センター	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし	
医療	32	・医療センター、診療所の運営	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし	
生活環境	33	・ごみ収集体制	現行どおりの体制（業者委託）で実施するため調整の必要なし	
生活環境	34	・し尿収集体制	現行どおりの体制（業者委託）で実施するため調整の必要なし	
生活環境	35	・緑化補助事業	現行どおり継続して実施するため調整の必要なし	
経済	36	・企業工業団地	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし	

大項目	No.	細目	調整方針	備考
経済	37	・各種観光イベントの取扱い	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし	
経済	38	・主な観光施設の管理運営	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし	
経済	39	・農業農村整備事業	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし	
建設	40	・道路の除雪	現行どおりの体制で実施するため調整の必要なし	
建設	41	・道路整備計画	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし	
建設	42	・河川・橋梁整備計画	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし	
建設	43	・市町村営住宅の料金、整備計画	料金は現行どおり継続し、計画は新市に引き継がれるため調整の必要なし	
建設	44	・住宅団地の造成事業	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし	
教育・文化	45	・小学校給食状況	現行どおりの体制で実施するため調整の必要なし	
教育・文化	46	・中学校給食状況	現行どおりの体制で実施するため調整の必要なし	
教育・文化	47	・社会教育施設の管理運営の取扱い	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし	
教育・文化	48	・体育施設の管理運営の取扱い	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし	
教育・文化	49	・国、県、市町村の指定文化財の取扱い	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし	
教育・文化	50	・埋蔵文化財の取扱い	合併後、新市に引き継がれるため調整の必要なし	
教育・文化	51	・定通教育振興会上越中央支部負担金制度	各市町村同様の制度で実施しているため調整の必要なし	
水道	52	・水道供給区域	現行どおり実施するため調整の必要なし	
ガス	53	・ガス供給区域	現行どおり継続して実施するため調整の必要なし	
ガス	54	・L Pガス販売	現行どおり継続して実施するため調整の必要なし	
ガス	55	・工業用水道給水	現行どおり継続して実施するため調整の必要なし	

2. 特定の市町村の制度に調整（統一）する（161項目）

大項目	No.	細目	調整方針	備考
議会	1	・議会報の発行	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
議会	2	・議会ホームページ運用	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
消防・防災	3	・消防団の体制	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
消防・防災	4	・消防団員報酬、費用弁償	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
消防・防災	5	・街灯設置及び管理	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
住民活動	6	・自治会・町内会委託事務、委託料	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
住民活動	7	・町内会への各種助成	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
住民活動	8	・広報紙（誌）等の発行	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
住民活動	9	・テレビ、ラジオ放送等の活用	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
住民活動	10	・広聴活動	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
住民活動	11	・情報公開制度	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
住民活動	12	・各種相談事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
住民活動	13	・危機管理会議	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
住民活動	14	・結婚、後継者対策事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
住民活動	15	・同和対策事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
財政・税務	16	・個人市町村民税税率	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
財政・税務	17	・個人市町村民税納期	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
財政・税務	18	・法人市町村民税税率	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
財政・税務	19	・固定資産税納期	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
財政・税務	20	・入湯税税率	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
財政・税務	21	・督促手数料	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
国民健康保険	22	・国民健康保険料（税）納期	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
国民健康保険	23	・国民健康保険料（税）賦課期日	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
国民健康保険	24	・人間ドック受診費用助成	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
手数料	25	・手数料戸籍税務関係	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
手数料	26	・手数料土地建物財産関係	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
手数料	27	・手数料農地関係	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	28	・福祉事務所の取扱い	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	29	・民生委員、児童委員活動報償金	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	30	・民生委員、児童委員各種団体補助事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	31	・身障者ホームヘルプサービス事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	32	・身障者ディサービス事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	33	・身障者短期入所事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	34	・心身障害児ホームヘルプ事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	35	・補装具・日常生活用具自己負担額助成	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	36	・障害者タクシー利用助成	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	37	・障害者自動車燃料費助成	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	

大項目	No.	細目	調整方針	備考
福祉	38	・介護者用自動車改造費助成	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	39	・訪問入浴サービス事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	40	・福祉バス運行事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	41	・障害者住宅整備資金の貸付	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	42	・障害者住宅リフォーム助成事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	43	・障害者在宅介護手当	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	44	・介護保険認定審査会	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	45	・生きがい対策事業	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	46	・一人暮らし対策	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	47	・寝たきり・痴呆対策	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	48	・高齢者福祉各種補助・助成事業	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	49	・健康診査の料金	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	50	・健康相談、健康教育	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	51	・保健関係訪問指導	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	52	・機能訓練関係	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	53	・歯科検診	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	54	・保健師活動	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	55	・栄養指導事業	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	56	・精神保健事業	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	57	・難病対策事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	58	・保健関係組織育成	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	59	・保育料	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	60	・保育料軽減措置	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	61	・保育時間	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	62	・その他保育	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	63	・児童福祉事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	64	・母子福祉事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	65	・母子寡婦福祉資金制度	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
福祉	66	・母子保健事業	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
生活環境	67	・ごみ収集方式	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
生活環境	68	・ごみ分別品目	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
生活環境	69	・ごみ収集回数	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
生活環境	70	・ごみ処理の有料化（指定袋等）	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
生活環境	71	・ごみ処理年間委託料等	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
生活環境	72	・有価物集団回収事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
生活環境	73	・ごみ集積施設設置費補助	合併時から清里村の制度に調整（統一）する	
生活環境	74	・電動生ゴミ処理機、処理容器購入費補助	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
生活環境	75	・資源物常時回収ステーション、リサイクル推進店の取扱い	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	

大項目	No.	細目	調整方針	備考
生活環境	76	・環境に関する各種推進員制度	合併時から三和村の制度に調整（統一）する	
生活環境	77	・環境巡視制度	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
生活環境	78	・し尿処理委託料	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
生活環境	79	・し尿処理手数料	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
生活環境	80	・し尿処理衛生券売さばき手数料	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
生活環境	81	・合併浄化槽設置補助制度	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	実施、計画中のものは当分の間現行どおり
生活環境	82	・雨水利用促進事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
生活環境	83	・子どもエコクラブ活動支援事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
生活環境	84	・美しいまちづくり環境モニター事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
生活環境	85	・住宅用太陽光発電システム導入推進事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
生活環境	86	・低公害車導入促進事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
生活環境	87	・廃食用油再生燃料化事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
生活環境	88	・大気汚染対策事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
生活環境	89	・騒音振動対策事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
生活環境	90	・地盤沈下対策事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
生活環境	91	・水質汚濁対策事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
生活環境	92	・環境情報センター事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
生活環境	93	・ISO推進事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
生活環境	94	・地球環境学校推進事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
経済	95	・商業各種補助制度	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
経済	96	・商業各種助成制度	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
経済	97	・商業資金融資制度	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
経済	98	・中小企業活性化支援事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
経済	99	・企業立地支援事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	既設のものは当分の間現行どおり
経済	100	・工業振興に係る人材育成事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
経済	101	・雇用促進事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
経済	102	・雇用促進に係る各種表彰制度	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
経済	103	・勤労者貸付、補助金制度	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
経済	104	・観光宣伝事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
経済	105	・観光誘客開発事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
経済	106	・観光啓発事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
経済	107	・農業構造の改善事業	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
経済	108	・稲作振興・生産調整関係事業	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
経済	109	・園芸振興事業	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
経済	110	・畜産振興事業	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
経済	111	・中山間地域振興事業	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
経済	112	・農村集落排水使用料	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
経済	113	・農村集落排水検針形態	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	

大項目	No.	細目	調整方針	備考
経済	114	・農村集落排水徴収方法	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
経済	115	・農村集落排水汚水排水量の認定	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
経済	116	・農村集落排水分担金	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	実施、計画中のものは当分の間現行どおり
経済	117	・農村集落排水設備設置融資制度	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
経済	118	・林業各種防除事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
経済	119	・森林関係団体補助金	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
経済	120	・水産振興事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
建設	121	・道路の維持管理	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
建設	122	・私道整備事業	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
建設	123	・公園管理、整備等に関する助成制度	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	市町村管理の公園は新市に引き継ぐ
建設	124	・都市景観形成事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
建設	125	・持ち家住宅、克雪住宅低利建築資金貸付制度	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
建設	126	・下水道使用料	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
建設	127	・下水道使用料徴収方法	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
建設	128	・下水道汚水排水量の認定	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
建設	129	・下水道事業受益者負担金対象者	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
建設	130	・下水道受益者負担金	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	実施、計画中のものは当分の間現行どおり
建設	131	・下水道事業受益者負担金の徴収方法	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
建設	132	・下水道排水設備資金融資制度	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
教育・文化	133	・小学校給食費	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
教育・文化	134	・中学校給食費	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
教育・文化	135	・図書館の管理運営の取扱い	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
教育・文化	136	・私立高等学校就学費補助制度	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
教育・文化	137	・私立高等学校運営費補助制度	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
教育・文化	138	・幼稚園関係の補助制度	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
教育・文化	139	・小学校関係各種助成制度	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
教育・文化	140	・中学校関係各種助成制度	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
教育・文化	141	・市町村奨学金貸付制度	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
教育・文化	142	・青少年関係各種助成制度	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
教育・文化	143	・文化財関係各種助成制度	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
教育・文化	144	・文化・スポーツ関係各種助成制度	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
教育・文化	145	・ボランティア関係各種助成制度	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
教育・文化	146	・男女共同参画関係各種助成制度	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
教育・文化	147	・国際交流関係各種助成制度	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
まちづくり	148	・まちづくりコーディネート事業	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
まちづくり	149	・地域づくり、まちづくり支援事業	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
水道	150	・水道料金の徴収方法	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	

大項目	No.	細目	調整方針	備考
水道	151	・水道料金	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
水道	152	・水道加入金	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
水道	153	・水道工事検査手数料	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
集会施設等	154	・集会施設の管理運営の取扱い	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
財政・税務	155	・固定資産税税率	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
財政・税務	156	・都市計画税納税義務者	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
財政・税務	157	・都市計画税課税標準税率	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
ガス	158	・ガス料金	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
ガス	159	・ガス料金徴収方法	合併時から上越市の制度に調整（統一）する	
ガス	160	・ガス内管工事	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	
ガス	161	・ガス工事負担金	段階的に上越市の制度に調整（統一）する	

3. 新制度・新基準の創設（9項目）

大項目	No.	細目	調整方針	備考
財政・税務	1	・入湯税課税免除	新基準を創設し合併時から適用する	
国民健康保険	2	・国民健康保険料（税）率、限度額	新制度を創設し合併時から適用する	
国民健康保険	3	・国民健康保険軽減割合	新制度を創設し合併時から適用する	
国民健康保険	4	・国民健康保険給付内容	新制度を創設し合併時から適用する	
福祉	5	・保育園通園バス制度（通園費助成）	当分の間は現行どおりとし、その後新たな基準を設ける	
建設	6	・市町村道認定基準	上越市の制度に統一したうえで、地域の実情を加味した新基準を追加する（合併時から）	
教育・文化	7	・小中学生通学制度（スクールバス、通学費補助費）	当分の間は現行どおりとし、その後新たな基準を設ける	
ガス	8	・供給ガス	段階的に統一した制度に調整する	
ガス	9	・ガス漏れ警報器リース	段階的に統一した制度に調整する	

4. 合併後に廃止（2項目）

大項目	No.	細目	調整方針	備考
消防・防災	1	・消防団員の定年規定	合併時に定年規定を廃止する	
国民健康保険	2	・各種検診助成制度	合併時に助成制度を廃止する	

5. 合併前から調整を図り、合併時点から実施する（1項目）

大項目	No.	細目	調整方針	備考
福祉	1	・社会福祉協議会実施事業、委託事業	合併前から協議会同士で調整し、合併時点から統一して実施する	

6. 法定協議会設置後に調整する（10項目）

大項目	No.	細目	調整方針	備考
農業委員会	1	・農業委員の任期及び定数	法定協議会で協議し調整する	
行政組織機構	2	・行政組織機構の取扱い	法定協議会で協議し調整する	
行政組織機構	3	・三役の身分の取扱い	法定協議会で協議し調整する	
行政組織機構	4	・その他特別職の身分の取扱い	法定協議会で協議し調整する	
行政組織機構	5	・行政委員会の取扱い	法定協議会で協議し調整する	
行政組織機構	6	・一般職員の身分	法定協議会で協議し調整する	
行政組織機構	7	・職階制の取扱い	法定協議会で協議し調整する	
行政組織機構	8	・一般職員の給料、手当	法定協議会で協議し調整する	
一部事務組合	9	・各一部事務組合等の加入、脱退等	法定協議会で協議し調整する	
商業 教育・文化	10	・各種団体への補助金	法定協議会で協議し調整する	